

償却資産（固定資産税） 申告の手引き

鹿嶋市

令和6年度申告の期限は**令和6年1月31日（水）**です。
申告書の提出先は鹿嶋市役所税務課です。（鹿嶋市役所2階）

- ☆申告書の法定提出期限は毎年1月31日です。（土曜日または日曜日にあたる場合は翌月曜日）
期限間近になりますと窓口が混雑いたしますのでお早めの申告にご協力をお願いいたします。
- ☆前年から資産に増減がない場合であっても必ず申告書を提出してください。
- ☆転出・廃業・解散等があった場合には申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆郵送で申し、控えの返送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ☆申告にあたっては鹿嶋市ホームページもご利用ください。

償却資産申告書・種類別明細書がダウンロードできます。[<http://city.kashima.ibaraki.jp/>]

鹿嶋市 償却資産



もくじ

- I 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1～6
- II 償却資産の申告について・・・・・・・・ P. 7～12
- III 償却資産申告書の作成方法・・・・・・・・ P. 13～17
- IV 償却資産の評価額の計算方法・・・・・・・・ P. 18～20



申告はインターネットで手軽にできます！
詳細は eLTAX のホームページをご覧ください。

エルタックス
eLTAX

I 償却資産とは

固定資産税には、土地・家屋以外に課税対象の資産として償却資産というものがあります。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

（地方税法第 341 条第 4 号より）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が、その**事業のために使用している構築物・機械・器具・備品などが償却資産に該当します。**

なお、「事業の用に供する」の『事業』とは、一般に一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことを意味し、必ずしも営利や収益を得ることを直接の目的とすることを必要とはしません。

したがって、**いわゆる公益法人（公益財団法人や公益社団法人など）が行う活動についても事業に該当します。**

また、『事業の用に供する資産』とは「事業を行う上で使用（利用）されている資産という意味で、「家庭でのみ使用されている資産」や「商品として陳列されている資産」は事業の用に供されている資産には含まれません。

（ただし、事業として家庭用に貸付けている資産については申告する必要があります。）

1 申告が必要な資産とは

令和6年1月1日現在に所有している、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

☆次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産（未完成だが一部使用しているようなとき）
- イ 決算期後取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約内容が割賦販売と同等である資産（⇒4ページ）
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

(表1) ☆個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
平成元年3月31日以前に 取得した資産	10万円未満	必要経費	申告不要
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成元年4月1日から 平成10年12月31日 に取得した資産	20万円未満	必要経費	申告不要
	20万円以上	減価償却	申告対象
平成11年1月1日以後 に取得した資産	10万円未満	必要経費(※1)	申告不要
	10万円以上	3年一括償却(※2)	申告不要
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
租税特別措置法の中小企業 者等特例により平成15年4 月1日以降に取得した資産	30万円未満	即時償却	申告対象

※1 所得税法施行令第138条

※2 所得税法施行令第139条

(表2) ☆法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
平成元年3月31日以前 に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告不要
		減価償却	申告対象
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成10年3月31日 以前に開始された 事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	申告不要
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
平成10年4月1日 以後に開始された 事業年度に取得した資産	10万円未満	必要経費(※1)	申告不要
	10万円以上	3年一括償却(※2)	申告不要
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
租税特別措置法上の 中小企業者等の特例により 平成15年4月1日以降に取 得した資産	30万円未満	即時償却	申告対象

※1 法人税法施行令第133条

※2 法人税法施行令第133条の2

☆少額の減価償却資産の取り扱いについて

取得価額が10万円未満の資産のうち、一時損金算入したもの(表1※の1、表2の※1)と、取得価額20万円未満の資産のうち3年間一括償却したもの(表1の※2、表2の※2)は償却資産の申告の対象外となります。(地方税法第341条第4号/施行令第49条)

取得価額10万円未満の少額資産であっても、一時損金算入や3年一括償却をせず、税務会計上の処理で償却資産として計上している場合には申告対象となります。

☆租税特別措置法の中小企業者等の少額資産特例により取得した30万円未満の資産について

国税においては、租税特別措置法28条の2ほかの規定によって中小企業者等が取得した30万円未満の資産を一括で損金(必要経費)に算入できますが、当該資産については固定資産税に適用されませんので申告対象となります。

(3) リース資産の取扱いについて

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、**固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。**

なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または 0 は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除外されます。

(4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア	自動車税や軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）
イ	無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
ウ	繰延資産
エ	・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの） ・取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
オ	平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が 20 万円未満のもの

2 種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な内容
第1種	構築物 (建物付属設備を含む)	駐車場舗装・フェンス・緑化施設(植栽)・看板など
		受変電設備・予備電源・中央監視装置 テナントの借主が施した内装工事・造作など (特定付帯設備といいます。→9ページ参照)
第2種	機械及び装置	工作機械・木工機械・印刷機械などの各種産業用機械 パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車など (ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」) 太陽光発電設備
第3種	船舶	漁船・遊漁船・遊覧船・はしけ・ボート・ヨットなど
第4種	航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダーなど
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車など (ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99 及び 900～999」) 農耕作業用自動車で最高時速が 35km/h 以上のもの並びに台車 ただし、自動車税や軽自動車税の対象になる乗用車，トラック 等は除きます。
第6種	工具，器具及び備品	事務机，事務椅子，陳列ケース，テレビ，パソコン，プリンター，ルームエアコン，冷蔵庫，金庫，レジスター，自動販売機，カメラ，ロッカー，応接セット，ドリル，金型など

3 業種・業態別の主な償却資産

業種業態	償却資産の例
共通	駐車場舗装, フェンス, 外構工事, カーポート, 敷地内排水溝, 看板, 外灯, 受変電設備, 蓄電池設備, 内装工事, レジスター, 自動販売機, パソコン, 電話機, LAN 設備, エアコン, テレビ, コピー機, 移動式消火設備, 避難設備, 応接セット, 事務机・椅子, 家屋に該当しない倉庫類 (コンテナなど), 福利厚生施設・福利厚生設備など
農業	ビニールハウス (家屋に該当しないもの), 播種機, 養液装置, ボイラー, 乾燥機, 畦塗機, 手押しの耕運機や田植機, きのこと原木, その他農業用機械など
漁業	漁船, 遊漁船, 網・縄の巻上機, 無線, 航海計器, 魚群探知機, ボイラーなど
建設業	ブルドーザー, パワーショベル, 発電機, コンクリートカッター, デジタルカメラ, 測定器, その他建設機械・工具など
製造業	各種製造用機械, プレス機, 旋盤, 金型, ベルトコンベア, 工業用配管など
金融業 保険業	A T M, 紙幣計算機, カウンター (移動できるもの), コイン包装機, 金庫など
不動産 賃貸業	駐車場舗装, 白線, 車止め, 外灯, 駐輪場, 集合郵便受け, 構内排水, ガスボンベ庫, 物置 (家屋に該当しないもの), ゴミ置場, エアコン, フェンスなど
小売業	陳列棚・ケース, 冷蔵庫, 冷凍庫, 自動販売機など
飲食業 宿泊業	厨房設備, 冷凍庫, 冷蔵庫, テーブル, 椅子, ベッド, 看板など
クリーニング業	洗濯機, 脱水機, プレス, 工業用排水設備, ドライ機など
運輸業	フォークリフトなど
電気通信業	サーバー, 監視装置, 各種配線など
医・歯科業	診療台・ストレッチャー, 消毒機器, 手術機器, レントゲン, CT スキャン, 調剤機器, 歯科治療台, 歯科治療機器, 医療用ベッド, 各種キャビネット類, その他医療機器など
理・美容業	理容・美容椅子, 接客用家具, タオル蒸器, パーマ器, サインポール, その他理容・美容機器など
パチンコ ゲームセンター	パチンコ・スロット台, ゲーム台, 両替機, 玉・メダル貸機, 計数機, 島工事など
自動車整備 ガソリン販売	リフト, ジャッキ, コンプレッサー, タイヤチェンジャー, オイルチェンジャー, 独立キャノピー, タンク類, 屋外コンセント, オイル配管, エアー配管, 洗車機, ガソリン計量器, 外部照明, 洗車機など
印刷業	印刷機, 裁断機, 製版機など

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産（具体例は4～5ページを参照してください。）を所有している方は申告が必要です。（地方税法第383条）

償却資産は土地や家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、所有者自身による申告を毎年お願いしています。

☆所有権留保付売買資産について

所有権留保付売買資産（割賦販売など）については買主の方が申告をしてください。

☆償却資産を共有している場合

資産を共有している場合は共有名義での申告・課税となります。（地方税法第10条の2第1項）それぞれの持分による申告や課税は受け付けられませんのでご注意ください。

2 申告に必要な書類

(1) 必ず提出が必要なもの

①償却資産申告書

②種類別明細書

★②種類別明細書につきましては資産に増減が無いときには省略することができます。

なお、種類別明細書を省略する際には申告書の備考欄に『資産増減なし』と記載してください。

(2) 該当する資産があるときに提出が必要なもの

①課税標準の特例に該当する資産があるとき（⇒9ページ）

・特例に該当することを証する書類

②非課税に該当する資産があるとき（⇒9ページ）

・非課税適用届出書

③短縮耐用年数を適用した資産があるとき

・国税局長の承認通知書の写し

④増加償却をした資産があるとき

・税務署長への増加償却の届出書の写し

⑤減免該当資産があるとき

・減免申請書、事実を証明する書類

★これらの書類を提出される場合は、申告書の備考欄に添付書類の名称を記載してください。

3 提出期限

令和6年1月31日（水）です。

- ◎期限間近になりますと窓口が混雑いたしますのでお早めの申告書提出にご協力ください。
- ◎電子申告（eLTAX）や郵送での申告書提出も受け付けておりますのでご利用ください。

4 提出先

鹿嶋市役所税務課（市役所新庁舎2階）にご提出ください。

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市役所税務課 資産税係

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）

☆郵送での提出も受け付けています。

受付印を押印した申告書控えの返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合には、返送することができませんのであらかじめご了承ください。

5 申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合

正当な事由なく償却資産を申告しなかった場合には、地方税法第386条および鹿嶋市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰則（懲役または罰金）を科せられることがあります。

6 償却資産の調査について

鹿嶋市では、地方税法353条・408条に基づく調査（書面・電話・実地での調査）への協力をお願いすることがあります。調査の際には、固定資産台帳や所得税・法人税申告書などの資料のご用意をお願いすることがございますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

7 国税資料等の閲覧について

鹿嶋市では地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、鹿嶋市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

8 修正申告が必要となった場合

申告忘れや申告内容の不備などにより、修正申告が必要となった場合には、現年度だけでなく資産を取得した翌年度まで遡及して課税が行われます。（最大で5年度分遡及）

遡及分の固定資産税については、通常の納期と異なり、一括納付することになりますのであらかじめご了承ください。

9 非課税および課税標準の特例について

(1) 非課税について

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

非課税に該当する資産を所有している場合は、種類別明細書の摘要欄に「非課税対象」と記載し、申告書に非課税適用届出書を添付してください。

(2) 課税標準の特例について

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例を受けようとする方は、償却資産申告書に課税標準の特例に該当することを証明する書類を添付し、種類別明細書の摘要欄に「特例対象」と記載してください。

★課税標準の特例が適用される資産（例）

名称	特例率	地方税法	認定書類	
汚水又は廃液の処理施設	1 / 3	附則 第 15 条	2 項 1 号	特定施設設置届出書の写し
ごみ処理施設	1 / 2		2 項 4 号	一般廃棄物処理施設設置許可
一般廃棄物最終処分場	2 / 3		2 項 5 号	申請書の写し
下水道除外施設	3 / 4		2 項 7 号	除害施設新設等届出書の写し

★課税標準の特例に該当することを証明する書類について

特例に該当することを証明する書類として、施設設置届出書・認定書・決定通知書・仕様書・計画申請書・計画認定通知書などを添付してください。

10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備について

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

区分例については 11～12 ページを参照してください。

償却資産として取扱うもの	単に移動を防止する程度に家屋に据え付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの
家屋として取扱うもの	家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

(2) 自己所有の家屋に取り付けた特定の生産または業務用の設備について

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、污水处理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、家屋の評価に含まれないため、償却資産扱いとなります。

例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や污水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となりますので申告の必要はありません。

(3) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの借主）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線、配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第9項の規定により、テナントの借主が償却資産として申告してください。

(4) 家屋と償却資産の区分表 (例示)

設備の種類	設備の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作	床・壁・天井仕上, 造作等工事一式	●			●	
電気設備	受変電設備	キュービクル等設備一式		●		●	
	予備電源設備	発電機, 蓄電池, 無停電電源装置等		●		●	
	中央監視装置	設備一式		●		●	
	電灯コンセント	屋外設備一式		●		●	
	照明器具設備	屋内設備一式	●			●	
	電力引込設備	引込工事一式		●		●	
	動力配線設備	特定の生産設備または業務用設備			●		●
		上記以外の設備	●				●
	電話設備	電話機, 交換機等の機器類			●		●
		電話配線, 配管, 端子盤等	●				●
	LAN 設備	配線等設備一式			●		●
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー本体等の機器類			●		●
		配管, 配線等	●				●
	監視カメラ設備	受像機(テレビ), カメラ, 録画機器等			●		●
		配線, 配管等	●				●
避雷設備	避雷設備一式	●				●	
火災報知設備	報知器等設備一式	●				●	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備, 引込工事			●	●	
		特定の生産設備または業務用設備			●	●	
	給湯設備	屋内配管, 高架水槽, 受水槽, ポンプ等	●				●
		局所式給湯設備 (小型の電気温水器や湯沸器等)			●		●
		局所式給湯設備 (ユニットバス用等) 中央式給湯設備	●				●
	消火設備	消火器, ホース, ノズル, 避難器具等			●		●
消火栓設備, スプリンクラー設備等		●				●	

設備の種類	設備の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
給排水 衛生設備	ガス設備	屋外設備, 引込工事 特定の生産設備または業務用設備		●		●
		屋内の配管等	●			●
	衛生設備	設備一式 (洗面器, 大小便器等)	●			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型) 特定の生産設備または業務用設備		●		●
		上記以外の設備	●			●
	換気設備	特定の生産設備または業務用設備		●		●
		上記以外の設備	●			●
その他設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア, 垂直搬送機		●		●
		エレベーター, エスカレーター 小荷物専用昇降機 (ダムウェーター)	●			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等) 寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	●			●
	その他設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置, ろ過装置, POSシステム, 広告塔, ネオンサイン, 文字看板, 袖看板 簡易間仕切 (衝立), 機械式駐車設備, 駐輪設備, ゴミ処理設備, カーテン・ ブラインド, メールボックス		●		●
外構工事	外構工事	路面舗装 (アスファルト・砂利・レンガ敷き等) 緑化施設 (植栽・植え込み・生け垣等) 門, フェンス, 塀 構内排水工事		●		●

Ⅲ 償却資産申告書の作成方法

鹿嶋市内に所在する資産について、「償却資産申告書」と「種類別明細書」を作成します。

1 申告方式

所有の償却資産は以下のいずれかの方式により申告をしてください。

(1) 一般方式

賦課期日（1月1日）現在に所有している全ての資産もしくは前年中に増減した資産を申告していただく方式です。評価額等の計算は市役所で行います。

(2) 企業電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在に所有している全ての資産について、事業者側で減価残存率や評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

計算方法については、18ページ「Ⅳ 償却資産の評価額の計算方法」をご参照ください。

2 作成する書類

(1) 一般方式の場合

	申告する資産		提出書類・様式		
	令和6年1月1日現在に所有する全ての償却資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加・減少した償却資産	償却資産申告書 第26号 様式	種類別明細書 別表1 増加・全資産用 別表2 減少資産用	
はじめて申告する方	●		●	●	
増加・減少した資産のある方		●	●	●	●
増加・減少した資産のない方			●※1		
廃業又は資産所在地を市外に移転した方		●	●※2		●
償却資産を所有していない方			●※3		

※1：「18備考」欄に「増減なし」と記載してください。

※2：「18備考」欄にその旨（「令和 年 月廃業」等）を記載してください。

※3：「18備考」欄に「該当資産なし」と記載し①法人の場合は、法人税申告書別表16(1)(2)(7)及びその明細である固定資産台帳の写し又は②個人で所得税申告をしている場合は、直近の所得税申告書の写しを添付してください。

(2) 企業電算処理方式の場合

	申告する資産		提出書類・様式		
	令和6年1月1日現在に所有する全ての償却資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加・減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
			第26号様式	別表1 増加・全資産用	別表2 減少資産用
はじめて申告する方	●		●※1	●※1	
前年以前に企業電算処理方式で申告された方					
廃業又は資産所在地を市外に移転した方			●※2		
償却資産を所有していない方			●※3		

※1：電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。計算方法については、18ページ「IV 償却資産の評価額の計算方法」を参照してください。

※2：「18備考」欄にその旨（令和 年 月廃業」等）を記載してください。

※3：「18備考」欄に「該当資産なし」と記載し

①法人の場合は、法人税申告書別表16(1)(2)(7)及びその明細である固定資産台帳の写し

②個人で所得税申告をしている場合は、直近の所得税申告書の写しを添付してください。

注意事項

○様式をダウンロードして申告する場合には、A4サイズで印刷してください。

○税理士又は税理士法人が税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として税務代理権限証書を添付してください。

3 申告する内容

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税や所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記載してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2～3ページをご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記載してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

①法定耐用年数	基本的には法定耐用年数を基本に申告してください。詳細は『減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1, 第2, 第5及び第6』を参照してください。
②中古見積耐用年数	耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
③短縮耐用年数	法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。 なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、名称、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書の記載例（16～17ページ）を参考に申告してください。

4 申告用紙について

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、鹿嶋市のホームページからダウンロードすることができます。書類での様式が必要な場合は、鹿嶋市役所税務課資産税係までご連絡ください。様式を送付いたします。

償却資産申告書の記載例

1 ~ 14 の内容について記入してください

令和 6 年 1 月 10 日
鹿嶋市長

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

第二十六号様式 (提出用)

個人の場合は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人の場合は13桁の法人番号を記載してください。共有名義で償却資産を申告する場合は記載不要で

1 住所
茨城県鹿嶋市平井〇〇番地

2 税理士又は納税通知書送付先
鹿嶋 太郎

3 氏名
鹿嶋 太郎

4 事業種類
不動産賃貸・管理業

5 事業開始年月
3 年 9 月

6 課税標準額
500,000

7 特別償却又は特別減価
無

8 償却率
9

9 償却開始年
無

10 非課税該当
無

11 課税標準額
無

12 特別償却又は特別減価
無

13 税務会計上
無

14 青色申告
無

税理士又は税理士法人が税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として税務代理権限証書をご提出ください。

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))
1 構築物	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000
2 機械及び装置	0	0	0	0
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000
6 工具、器具及び備品	6,200,000	0	6,200,000	6,200,000
7 合計	11,400,000	0	11,400,000	11,400,000

資産の種類	評価額(※)	決定価格(※)	課税標準額(※)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15 市(区)町
鹿嶋市

16 償却資産
11

17 年
12

18 備付書種類等
13

19 課税標準額
1,200,000

20 課税標準額
6,200,000

21 課税標準額
11,400,000

22 課税標準額
11,400,000

23 課税標準額
11,400,000

24 課税標準額
11,400,000

備考欄には以下の様な項目を記入してください。
① 添付書類がある場合はその名称
② 共有の場合は共有者の住所・氏名(名称)等
③ 所有者の住所・氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所及び旧名称等
④ 納税管理人を定めている場合は納税管理人

注: 該当資産がない場合は、備考欄の「3 該当資産なし」を選択してください。なお、「3 該当資産なし」を選択するときは、
①法人の場合は法人税申告書別表 16(1)(2)(7)及びその明細である固定資産台帳の写し、②個人で所得税申告書の写し、を添付してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

第二十六号様式別表一（提出用）

令和 6 年度	1 ~ 8 の内容について記入してください		鹿嶋 太郎		1 枚のうち		
	1	8	所 有 者 名		1	枚 目	
令和 6 年度	1	8	鹿嶋 太郎		1	枚 目	
【資産の種類】 以下の数字で記入してください。 1=構築物、2=機械及び装置、3=船舶 4=航空機、5=車両及び運搬具、6=工具、器具及び備品	2	3	4	5	6	7	8
資産の種類	取得年月	取得価額	耐用年数	価額	課税標準の特例の率	増加事由	摘要
1	2	3	4	5	6	7	8
01 1	1 9	250,000	4	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
02 1	1 9	200,000	15	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
03 6	1 9	200,000	8	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
04 6	1 9	250,000	6	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
05 6	1 10	200,000	15	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
06 6	1 11	200,000	8	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
07 6	1 9	250,000	6	0	0	7	【摘要】 課税標準の特例や増加償却などに該当する場合にはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由（1）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
08				0	0		
09				0	0		
10				0	0		
11				0	0		
12				0	0		
13				0	0		
14				0	0		
15				0	0		
16				0	0		
17				0	0		
18				0	0		
19				0	0		
20				0	0		
小計	9	€ 200,000		0	0		
				※増加分			
				※減少分			

注意 ※E附欄は記入しないで大丈夫です。
 「資産の種類」の欄は、1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、4:航空機、5:車両及び運搬具、6:工具、器具及び備品 のいずれかを選択してください。
 「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4を選択してください。
 「増加事由」の欄は、1:新品取得、2:中古品取得、3:移動による受け入れ、4:その他のいずれかを選択してください。
 資産が多く書ききれない場合は「ノート」をコピーして使用して下さい。

IV 償却資産の評価額の計算方法

償却資産の評価額は、申告された資産について1件ずつ、資産の取得時期・取得価額・耐用年数を基に評価額を算出します。

1 評価額の計算

①前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 (A)
②前年前に取得した資産	評価額 = 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 (B)

(固定資産税における償却限度額)

取得した初年度は①の計算式により評価額を算出し、以後は②の計算式を使用して取得価額の5%になるまで償却します。

計算した評価額が取得価額の5%以下になる場合には、5%に留めます。

★固定資産税の減価残存率表（固定資産評価基準別表第15より）

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
			16	0.933	0.866	31	0.964	0.928
2	0.658	0.316	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938
7	0.860	0.720	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940
8	0.875	0.750	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941
9	0.887	0.774	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943
10	0.897	0.794	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944
11	0.905	0.811	26	0.957	0.915	41	0.972	0.945
12	0.912	0.825	27	0.959	0.918	42	0.973	0.947
13	0.919	0.838	28	0.960	0.921	43	0.974	0.948
14	0.924	0.848	29	0.962	0.924	44	0.974	0.949
15	0.929	0.858	30	0.963	0.926	45	0.975	0.950

[計算例]

令和5年9月に250,000円で取得した耐用年数6年のエアコンの場合は

耐用年数6年 前年中取得のものの減価残存率 …… 0.840

令和6年度の評価額 = 250,000円 × 0.840 = 210,000円 (初年度の評価額)

耐用年数6年 前年前取得のものの減価残存率 …… 0.681

令和7年度 = 210,000円 × 0.681 = 143,010円

令和8年度 = 143,010円 × 0.681 = 97,389円

令和9年度 = 97,389円 × 0.681 = 66,321円

令和10年度 = 66,321円 × 0.681 = 45,164円

令和11年度 = 45,164円 × 0.681 = 30,756円

令和12年度 = 30,756円 × 0.681 = 14,262円

令和13年度 = 14,262円 × 0.681 = 9,712円 < 12,500円 (取得価額の5%)

※取得価額の5%より小さくなる令和13年度以降は評価額12,500円となります。

2 価格の決定

申告された取得価額を基に、取得後の経過年数による価値の減少（減価）を考慮して評価額を計算し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

決定した価格をもとに税額を計算し、毎年5月に納税通知書を発送いたします。

3 税額の計算

$$\begin{array}{c} \text{税 額} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{(1,000円未満切り捨て)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{(1.4\%)} \end{array}$$

※課税標準額とは市内に所在する資産の合計です。(1,000円未満切り捨て)

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

※課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。(免税点)

4 納期

年税額は4回の納期（5月、7月、9月、11月）に分けて納めていただくことになります。

～市税の納付は口座振替で！～

鹿嶋市の市税等を、預貯金口座から自動振替により納付することができます。一度お申込されますと、原則として翌年以降も継続されます。納税のために金融機関等の窓口にお越しいただく必要もなくなり、たいへん便利です。ぜひご利用ください。

＜取扱金融機関（下記の本店・各支店）＞

- 常陽銀行 ○銚子信用金庫 ○佐原信用金庫 ○水戸信用金庫 ○中央労働金庫
- 茨城県信用組合 ○なめがたしおさい農業協同組合
- 筑波銀行 ○全国のゆうちょ銀行

＜お申込み方法＞

- ・市内の取扱金融機関窓口でのお申込み（銀行届出印・納税通知書を持参）
- ・市役所窓口でのお申込み（ペイジー口座振替受付サービス有り※）
- ・取扱金融機関のうち、市外の本店・支店でお手続きを希望する場合には、事前に申込書を送付いたしますので、収納課までご連絡ください。

※ ペイジー口座振替受付サービスに対応している金融機関のキャッシュカードを市役所窓口持参いただければ届出印なしで口座振替のお申込みができます。

（法人カード等一部のカードはご利用いただけません）。

＜ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関＞

- 常陽銀行 ○水戸信用金庫 ○銚子信用金庫 ○佐原信用金庫 ○ゆうちょ銀行
- 茨城県信用組合 ○中央労働金庫 ○筑波銀行

詳細は鹿嶋市のホームページをご確認ください。

鹿嶋市税 口座振替



＜お問い合わせ先＞ 鹿嶋市役所 収納課（Tel：0299-82-2911）

申告には便利な電子申告をご利用ください！

- ★インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- ★利用届出後、すぐに電子申告を利用することができます。
- ★市販の税務会計システムを利用して申告手続きができます。（電子申告対応ソフトに限る。）

電子申告（**eLTAX**）の利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

ホームページ	http://www.eltax.jp/
電話番号	☎0570-081459（ハイシンコク）
IP電話やPHSからは	☎03-5500-7010
受付日	月～金（祝日、年末年始を除く。）
受付時間	午前9:00～午後5:00

申告書の提出先／鹿嶋市役所税務課 資産税係

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）

TEL：0299-82-2911（代表）

FAX：0299-84-1212

ホームページ：<http://city.kashima.ibaraki.jp/>

鹿嶋市 償却資産



★提出前に次の確認をお願いします★

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？

※非課税や特例対象資産に該当する場合は必要書類の添付をお願いいたします。